

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

57期(2003/平成15年)

修習で身につけたもの



会員 大山 雄健 (57期)

57期は、研修所は和光であり、修習期間は1年半（前期修習3か月、実務修習1年、後期修習3か月）だった。同期は約1200名である。

修習時代の思い出は多々あるが、その中でも特に印象に残っているのは、やはり実務修習の思い出である。

私の実務修習先は長野だった。東京出身の私は、長野に縁もゆかりもなかったが、東京から新幹線1本でアクセスできる利便性の良さから長野を希望先の一つとした。長野は冬季オリンピックが開催されたことからわかるとおり寒冷地に該当する地域である。実は、研修所に入所する前に行われた面接時に面接官から「身体は丈夫か」との質問を受けており、そのときは何とも思わなかったのだが、後に配属先が長野だと知り、質問の趣旨を理解した気になったことを憶えている。

長野地裁（本庁）は民事部、刑事部ともに1つずつの小規模庁であり、同期の長野修習は総勢8名（男性6名、女性2名）であった。修習生は少人数ながら地元出身者（男性1名、女性1名）がいたことや、最初の検察修習で全員が同じ部屋で机を並べていたこともあり、プライベートでもしばしば8名全員で長野県内の名所を観光するなどの交流をし、修習生同士が非常に仲良くなった。

長野地裁は徒歩圏内に善光寺や天然温泉があり、川中島の古戦場からも近いなど自然や歴史、文化に囲まれた環境にある。こうした環境の中で気の置けない仲間と修習が行えたことも実務修習の思い出が印象深くなった一つの理由であろう。

私の修習の順序は、検察、民事裁判、刑事裁判、

弁護であり、小規模庁ならではのというべきか、検察修習で扱った事件を裁判修習で傍聴する、あるいは裁判修習で傍聴した事件を弁護修習で扱うなど一つの事件を検察、裁判、弁護といった異なる立場から見る機会に恵まれた。ある刑事事件では、検察修習で冒頭陳述書を起案し、裁判修習で公判を傍聴し、弁護修習で弁論要旨を起案するという経験をさせていただいたが、このように一つの事件に多面的な立場から接する機会が得られたのは大変貴重なことであった。

弁護修習では、指導担当の弁護士が依頼者の話に親身になって耳を傾ける姿がとても印象的であったが、それと同時に依頼者の利益だけを考えるのではなく時には依頼者を説得することも重要であると教わり、弁護士としての基本的な心構えを学んだ。

余談だが、指導担当の弁護士は、ボリュームのある食事とお酒を好む人だった。私もお酒が好きだったため、そのことを伝えると大変喜んでくださり、弁護修習期間中に度々、食事やお酒を満腹になるまでご馳走になった。ある日の修習を終えた夜、美味しいと評判の焼鳥屋へ2人で行った際には、指導担当弁護士が「ねぎま10本、レバー10本…」とメニューの端から10本ずつ注文を始め、さらに各種一人5本ずつというノルマ(?)が課されたため、結局、その日だけで数十本の焼き鳥を胃袋に収めることとなった。

こうして私の実務修習は、法律実務経験、社会経験、人生経験などの経験に加え、体脂肪までも身につけることに成功したが、いろいろなことを身につけた長野での1年間は、今でも忘れられない良い思い出となっている。